教科書無償措置法の改正

— 問われる共同採択制度 —

文教科学委員会調查室 平井 祐太

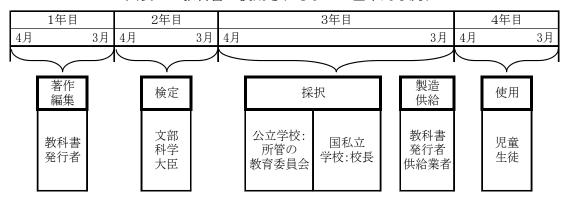
1. はじめに

平成23年に発生した、沖縄県八重山採択地区における教科書採択問題(以下「八重山教科書問題」という。)は、教科書共同採択制度が抱える課題を露呈させることとなった。問題発生後に成立した第2次安倍内閣の下で、文部科学省は、沖縄県教育委員会に対し、地方自治法に基づく是正の要求の指示等をするなどの措置を講じたが、本稿執筆現在(平成26年3月14日現在)、問題収束には至っていない。

八重山教科書問題のような、採択地区内で教科書が一本化できず、教科書の無償給与ができない事態の発生を防止すること等を目指し、政府は、平成26年2月28日、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の一部を改正する法律案」(以下「本法律案」という。)を閣議決定し、国会に提出した。本稿では、本法律案提出の背景となった八重山教科書問題の経緯、本法律案の概要、論点等について紹介する。

2. 教科書採択制度の概要

現行制度上、教科書は、「小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる 学校において、教育課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の 用に供せられる児童又は生徒用図書であって、文部科学大臣の検定を経たもの又は文部科 学省が著作の名義を有するものをいう」と定義される(教科書の発行に関する臨時措置法 第2条)。この教科書を、義務教育課程にある全ての児童生徒に無償給与するため、教科書 制度は以下のようになっている(図表1参照)。



図表 1 教科書が使用されるまでの基本的な流れ

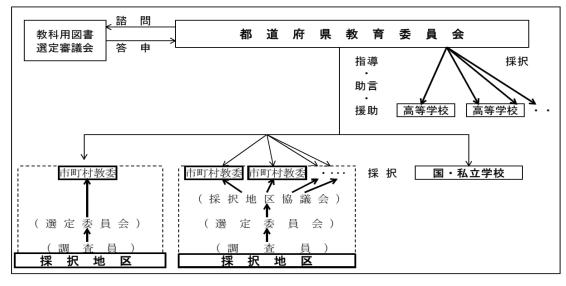
(出所) 文部科学省「教科書制度の概要」(平25.5)

本法律案で改正の対象となる義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(以下「教科書無償措置法」という。)は、図表1のうち、主に採択、製造・供給の分野に関する法律である。

教科書採択制度において、教科書の採択は、公立学校においては都道府県・市町村の教育委員会が、国立・私立学校においては当該学校の校長が行うこととされている。公立学校については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(以下「地教行法」という。)第23条第6号、国立・私立学校については、教科書の発行に関する臨時措置法第7条第1項に基づいている。

その中で、市町村立小中学校で使用する教科書については、都道府県教育委員会が市町村教育委員会の意見を聴いて採択地区を設定した上で¹、採択地区が2以上の市町村の区域を合わせた地域で構成される場合は、当該採択地区内の市町村教育委員会は同一の教科書を採択しなければならないとされている(共同採択制度)²。採択地区は、自然的、経済的、文化的条件を考慮して、その域内で同一の教科書を使用することが適当と考えられる地域であり、都道府県教育委員会が決定する。平成25年4月現在、全国で585地区あり、1県平均12地区となっている。また1つの採択地区は平均して約2つの市又は郡により構成されている³。

都道府県教育委員会は、専門的知識を有する学校の校長や、教職員、教育委員会関係者等で構成される、教科用図書選定審議会の諮問・答申に基づき、市町村教育委員会に対し必要な指導、助言、援助を行うほか、都道府県立の高等学校において使用する教科書の採択を行っている⁴。



図表2 教科書採択制度の概要

(出所) 中央教育審議会初等中等教育分科会「教科書採択の改善について(意見のまとめ)」(平25.12.26)

¹ 教科書無償措置法第12条第1項、第2項

² 教科書無償措置法第13条第4項

³ 文部科学省「教科書制度の概要」(平 25.5)

⁴ 教科書無償措置法第10条、第11条第1項

こうした共同採択制度が採用されている理由については、①調査研究に域内の多くの教員等が参画でき、教科書内容についての綿密な調査研究が可能となること、②地区内の教員が共同で教材研究や授業研究を行うことが可能となること、③周辺市町村への転校により教科書が変わるという学習上の不便が生じないこと、④教科書の円滑な供給と教科書価格の低廉化が期待できること、の4点が挙げられている⁵。

3. 沖縄県八重山採択地区における教科書採択問題

(1) 問題の発生~民主党政権下における経過(平成23年8月~24年12月)

八重山教科書問題とは、平成24年度から使用する中学校公民教科書の採択の際、沖縄県の教科書採択地区である八重山採択地区(石垣市、八重山郡(竹富町、与那国町))において、地区を構成する竹富町が、採択地区協議会の答申と異なる教科書を採択し、同町で配付される教科書が、無償措置から外れたとされる問題である。

問題の発端は、平成23年8月23日、八重山採択地区の採択地区協議会(各教育委員会の教育長・教育委員1名、PTA連合会代表、学識経験者の計8名で構成)が、中学校公民教科書について、育鵬社版の教科書を選定・答申したことに始まる⁶。答申を受け、石垣市・与那国町は同社の教科書を採択した一方、竹富町は東京書籍版の教科書を採択し、同一採択地区内で異なる教科書が採択される事態が生じた。この事態を受け、8月31日、八重山採択地区協議会規約に規定される同協議会役員会(3市町の教育長により構成)において再協議が行われ、竹富町に対し、採択地区協議会の結果どおりの採択を行うよう要請された。一方、9月8日には、沖縄県の求めに応じ、3市町の教育委員全員で構成する地区教育委員協議会が開催され、東京書籍版の「選定」を多数決で決定した。これに対し、石垣市教育長と与那国町教育長が、上記の協議会は何ら法的根拠を有しないものであり、その協議は無効である旨の文書を文部科学省に提出するなど、事態は複雑化していった。これに対し、文部科学省は、9月15日、沖縄県に対し、採択地区協議会の規約に従ってまとめられた結果に基づき、同一教科書を採択するよう求める文書指導を行ったほか、

てまとめられた結果に基づき、同一教科書を採択するよう求める文書指導を行ったほか、 10月 26日の衆議院文部科学委員会において、中川文部科学大臣(当時)より、教科書の 無償給与についての考え方が示された⁷。

…文部科学省としては、八月二十三日に出された八重山採択地区協議会の答申及び八月三十一日の同採択地区協議会の再協議の結果が協議の結果であって、それに基づいて採択を行った教育委員会、これは石垣市と与那国町ということになるわけですが、これに対しては教科書の無償給与をすることになるものというふうにまとめていきたいというふうに思っています。

協議の結果に基づいて採択を行っていない教育委員会、これは竹富町になるわけですが、これについては、 国の無償供与の対象にならないということでありますが、<u>地方公共団体みずから教科書を購入して生徒に無</u> <u>償で供与するということまで法令上禁止されるものではない</u>という解釈が法制局の方からも出てまいりま したので、これに従って淡々とやっていきたいということであります。 (下線は筆者による。)

⁵ 第 45 回国会参議院文教委員会会議録第 3 号 5 頁 (法制定時提案理由説明) (昭 38.12.17)

⁶ なお後に、この答申に当たっては、育鵬社版が選ばれやすいよう採択地区協議会が強引に運営されたとの批判が竹富町よりなされている(『東京新聞』(平 25.10.25))。

⁷ 第 179 回国会衆議院文部科学委員会議録第 2 号 2 頁 (平 23.10.26)

これを受け、竹富町教育委員会は、平成24年2月22日に臨時教育委員会会議を開き、 ①国に対して、引き続き東京書籍版の公民教科書の無償給与を求める、②篤志家からの支援を受けて、公民教科書を調達する、③新年度の授業に間に合うように、竹富町として教科書を配付する、の3つの事項を決定した。これに基づき、新年度となる4月9日には、 篤志家の寄付により調達された、東京書籍版の公民教科書が配付された。

その後、平成25年度使用の中学校教科書採択状況の報告においても、竹富町が東京書籍版の使用を継続したことを受け、平成24年9月6日には、文部科学省から沖縄県に対し、2度目となる文書指導がなされた。

(2) 第2次安倍内閣発足後における経過(平成24年12月~)

第2次安倍内閣発足後である平成25年3月1日、義家文部科学大臣政務官(当時)は、 竹富町教育委員会及び沖縄県教育委員会を訪問し、教科書無償措置法に基づく協議の結果 に従い、同一の教科書を採択するよう求めるとともに、年度内に検討の結果について報告 するよう求めた。この指導に対し、沖縄県教育委員会は、4月3日に、引き続き竹富町教 育委員会を指導する旨の現状報告を文書で行った。これを受け、文部科学省は、同日付で、 沖縄県教育委員会に引き続きの指導を求めるとともに、竹富町教育委員会に対して初めて 文書指導を行った。これに対し、4月11日に竹富町教育委員会から回答があり、竹富町の 見解として、①教科書無償措置法第13条第4項について、協議の結果は各教育委員会の採 択権限を拘束するものとは認められない、②八重山採択地区協議会の答申はあくまで「答 申」であり、各教育委員会の採択を拘束しない等が主張された8。

この見解に対し、文部科学省は5月8日に沖縄県教育委員会及び竹富町教育委員会に対して改めて文書指導を行い、その中で、①教科書無償措置法第13条第4項は、地教行法第23条第6号について特別の定めをしているものであること。、②八重山採択地区協議会は、教科書無償措置法第13条第4項の規定による協議を行うための組織として設置されており、そこで出された結論は教科書無償措置法に基づく協議の結果であることが示された10。さらに、9月に行われた沖縄県からの教科書需要数報告においても事態は変化せず、ついに文部科学省は、10月18日、地方自治法第245条の5第2項の規定に基づき、沖縄県教育委員会に対し、竹富町教育委員会に対しての是正の要求を行うよう指示した。地方自治法に基づく是正要求は過去に2例あるが11、教育行政では初となるものであった。

しかし、是正要求を指示された沖縄県教育委員会は、11月20日の定例会で、地教行法

⁸ 竹富町教育委員会「「八重山採択地区の現状に関する貴委員会の見解等について」の回答(報告)」(竹教委教 第70号、平25.4.11)

⁹ 地教行法第23条第6号は、教育委員会が管理・執行する事務として「教科書その他の教材の取扱いに関すること。」を規定している。一方、教科書無償措置法第13条第4項は、「当該採択地区内の市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならない。」とされ、両者の法的整合性が課題となった。

¹⁰ 「八重山採択地区における中学校社会科公民分野の教科用図書の採択について」(25 文科初第 229 号、平成 25 年 5 月 8 日) なお、教科書無償措置法と地教行法の関係等の法解釈については、第 178 回国会衆議院照屋 寛徳君提出「沖縄県「八重山採択地区」における教科書選定に関する再質問に対する答弁書」(平 23. 10. 7 受 領) において示されている。

¹¹ 東京都国立市、福島県矢祭町(住民基本台帳ネットワークの接続について)(『朝日新聞』(平 25.11.20))

が地方自治体独自の採択権を認めていること、竹富町が採択した教科書は検定に合格した教科書で、教育現場に混乱は生じていない等の理由で、現時点では是正要求を出さないことを確認した。ただ、関係法律の改正の動きや、国との関係の悪化の懸念から、この対応は「最終結論ではない」としている¹²。文部科学省はその後、竹富町への直接の是正要求を検討していたが、平成 26 年 3 月 14 日、新年度(平成 26 年度)が始まるまでに採択を改めさせるため、竹富町教育委員会に対し、地方自治法に基づく是正要求を行った。国が市町村に直接是正要求するのは初めてのことであった。

図表3 八重山教科書問題の経過

平成33年	8月	23日	八重山採択地区協議会が育鵬社版の中学公民教科書を選定・答申
		26⊟	石垣市及び与那国町が教科書を採択(採択地区協議会の答申どおり)
		27⊟	竹富町が、教科書を採択(公民:採択地区協議会の答申とは別の東京書籍)
		31⊟	同協議会役員会において再協議→竹富町に協議会の結果どおりの採択を行うよう要請
	9月	8日	3市町の全教育委員による議論 →東京書籍を「選定」することを多数決で可決 →石垣市教育長、与那国町教育長から上記協議が無効である旨文部科学省に文書提出
		15⊟	文部科学省から沖縄県教育委員会に対し、指導
	10月	26日	衆議院文部科学委員会において、文部科学大臣より現時点における教科書無償給与についての考え方を示す(12月2日、沖縄県教育委員会に同内容を文書で通知。)
24 年	2月	22日	竹富町教育委員会が臨時教育委員会会議で以下の事項を決定 ・国に対して、引き続き東京書籍版の公民教科書の無償給与を求める ・篤志家からの支援を受けて、公民教科書を調達する ・新年度の授業に間に合うように、竹富町として教科書を配付する
	4 月	9⊟	竹富町が同町内の中学校に教科書を配付
	9月	3日	沖縄県教育委員会より、八重山採択地区における平成25年度使用中学校社会公民分野の教科 書採択状況の報告(石垣市・与那国町:育鵬社 竹富町:東京書籍)
		6⊟	文書指導(文部科学省→沖縄県)
25 年	3月	1 🛭	竹富町教育委員会及び沖縄県教育委員会に義家政務官が訪問し、直接指導
	4月	3⊟	文書指導(文部科学省→竹富町及び沖縄県)
		11日	竹富町教育委員会から回答(竹富町教育委員会としては地教行法第23条第6号に基づいて教 科書採択権を正当に行使していると考えていること等が記載)
	5月	88	文書指導(文部科学省→竹富町及び沖縄県)
	10月	18⊟	地方自治法第245条の5第2項の規定に基づき、文部科学大臣から沖縄県教育委員会に対し、 竹富町教育委員会に対して是正の要求を行うよう指示
	11 月	28日	沖縄県教育委員会の諸見里教育長を文部科学省に呼び、早急に是正の要求を行うよう上野政 務官より指導
26 年	1月	15⊟	文書による質問(沖縄県→文部科学省)(是正の要求の指示に対する同教育委員会の考え方について文部科学省の見解を問うもの)→21日、文部科学省より文書による回答
	3月	14⊟	文部科学大臣から竹富町教育委員会に対し、是正の要求

(出所) 文部科学省資料等により作成

^{12 『}朝日新聞』(平 25.11.21)

4. 本法律案の提出

八重山教科書問題の発生を受けて、文部科学省は、教科書採択の現状に関する調査を行い、その結果、採択地区協議会の構成市町村の間で意見が異なった場合の再協議方法を定めていない協議会が、全体の6割に上ることが判明した。さらに、文部科学省は、平成24年9月、全国の都道府県教育委員会に対し、協議が調わない場合の再協議の手続や、最終的な合意形成の方法をあらかじめ教育委員会間の調整のもと定めるよう指導することを求める通知¹³を発出した。

一方、自由民主党内においては、平成24年11月に設けられた教育再生実行本部教科書検定・採択改革分科会が、採択地区内で採択する教科書について意見が違った場合の対応について法制度で規定するための検討を行い¹⁴、12月に発表した中間取りまとめにおいて、教科書無償措置法と地教行法の法的な整合性を図る旨が明記された。さらに、平成25年6月には、教育再生実行本部教科書検定の在り方特別部会が、議論の中間まとめを発表し、教科書採択の権限と責任が十分果たされるよう徹底を図ることを求めた。

こうした中、文部科学省は、平成 25 年 11 月、「教科書改革実行プラン」を策定し、同プランに基づいた、教科書制度全般の改革を表明した。特に教科書採択については、「共同採択について、構成市町村による協議ルールを明確化」、「『市郡』単位となっている採択地区の設定単位を『市町村』に柔軟化」、「採択結果・理由など、教科書採択に関する情報の公表を求める」ことが記載された。

同プランに基づき、中央教育審議会初等中等教育分科会は、12月26日、「教科書採択の改善について(意見のまとめ)」を発表した。このまとめは、教科書改革実行プランに記載された改革内容の具体化、実施上留意する点についてまとめたものであり、プランの方向性については、「おおむね妥当」との考えが示された一方、審議の過程においては、「共同採択制度そのものの在り方についても検討すべき」との意見も出された。

このまとめに基づき、採択地区内で教科書が一本化できず、教科書の無償給与ができない事態の発生を防止すること等を目指し、平成26年2月28日、本法律案は提出された。

5. 本法律案の概要

(1) 共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する規定の整備

共同採択地区内の市町村教育委員会は、規約を定めて採択地区協議会を設け、その協議の結果に基づいて種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないものとする。なお、 採択地区協議会の組織・運営については政令で定める(第13条、第17条関係)。

現行法上では、第13条第4項により、2以上の市町村の区域を合わせた採択地区においては、その採択地区を構成する市町村の教育委員会は、協議して種目ごとに同一の教科書を採択しなければならないとされているが、統一的な意思を形成するための方法(例えば、採択地区協議会を設置し、その結論により教科書の一本化を図る等)は規定されておらず、

16

^{13「}教科書採択の改善について(通知)」(24 文科初第718号、平24.9.28)

^{14 『}琉球新報』(平 24.11.10)

各市町村の教育委員会の自主的判断に委ねられていた15。

しかし、前述のように、八重山採択地区において、採択地区内で教科書の一本化ができず、結果として国から教科書の無償給与ができないという問題が生じた。

こうした問題の発生を防止するため、第 13 条第4項を改正し、採択地区内の教育委員会は、採択地区協議会を必ず設けることとされた。また、第5項が新設され、当該採択地区内の教育委員会は、採択地区協議会における協議の結果に基づいて、同一の教科書を採択しなければならないこととされた。

また、採択地区協議会の組織・運営に関することについては政令で定めるとされた(第 17条)。政令の具体的な内容としては、採択地区協議会の組織構成、協議会の規約で定め る議決の方法等が想定される。

(2) 採択地区の設定単位の変更

都道府県教育委員会が設定する採択地区の設定単位を「市郡」から「市町村」に改める (第 12 条関係)。

採択地区の設定単位については、第 12 条において、「市若しくは郡の区域又はこれらの区域をあわせた地域」と規定されている。しかし、近年の市町村合併の進行により、一つの郡を構成する町村の数が減るとともに 16 、一つの郡の人口規模も小さくなり、また町村が飛び地になっている郡が生じるなど(図表 4 参照) 17 、郡という行政区画は変質しつつある。

そこで、採択地区の設定単位を「市町村」と改め、郡の区域にかかわらない柔軟な採択 地区の設定を可能にするとした。

(3) 採択結果及び理由等の公表

市町村教育委員会等が教科書を採択したときは、採択結果及び理由等を公表するよう努めるものとする(第15条関係)。

現在、教科書採択の結果・理由等を公表している採択地区は、採択結果については約6割、採択理由については約3割にとどまっている。教科書が学校教育において重要な役割を果たすことに加え、近年、教科書採択の結果が社会的に大きな関心を集めていること等に鑑み、教育委員会については主に地域住民、国立・私立学校については主に保護者に対して、その関心に応じて採択に関する情報を適切に提供していくことが必要である。

そのため、本法律案によって、公立学校については当該学校を設置する教育委員会、国立学校・私立学校については校長が、教科書を採択したときは、教科書を採択した理由そ

¹⁵ 諸沢正道『逐条解説 義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律』(第一法規、昭和39年)

¹⁶ 平成 25 年時点で、1 つの町村により構成される郡が全体の 42% (163 郡)、2 つの町村により構成される郡が 23% (88 郡) となっている。

¹⁷ 構成する郡に飛び地があるために地区内に飛び地がある採択地区は、12 地区存在する(平成 24 年時点)。具体的な地区名は以下のとおり。

第5採択地区(北海道)、三戸採択地区(青森県)、下都賀採択地区(栃木県)、那須採択地区(栃木県)、第7採択地区(埼玉県)、西多摩地区(東京都)、榛原採択地区(静岡県)、泉南郡採択地区(大阪府)、第11採択地区(奈良県)、安芸採択地区(広島県)、仲多度採択地区(香川県)、県北採択地区(長崎県)

の他文部科学省令で定める事項を公表するよう努めるものとされた。文部科学省令で定める事項には、採択結果のほか、採択に当たり参考とされた調査研究資料等が想定される。

(4)施行期日

(1) は平成27年4月1日、(2)及び(3)は公布日(附則関係)。

第13条、第17条関係の共同採択地区における市町村教育委員会の協議の方法に関する 規定の整備については、採択地区協議会の規約の整備等について時間を要することが予想 されるため、平成27年4月1日が施行期日とされた。なお、平成27年度には、中学校用 教科書の採択が実施される予定である。

那須採択地区 那須町 (那須烏山市、那須郡 (那須町、那珂川町)) 那須塩原市採択地区 那須塩原市 大田原市採択地区 日光市 大田原市 矢板市 日光市採択地区 塩谷採択地区 那珂川町 那須烏山市 高根沢町 宇都宮市 鹿沼市 鹿沼市採択地区 河内採択地区 茂木町 芳賀採択地区 佐野市採択地区 上三川町 益子町 真岡市 栃木市 佐野市 下野市 足利市 下野市採択地区 足利市採択地区 小山市採択地区 栃木市採択地区 下都賀採択地区 (下都賀郡 (壬生町、岩舟町、野木町))

図表4 飛び地がある採択地区の例(栃木県下都賀採択地区、那須採択地区)

(出所) 中央教育審議会初等中等教育分科会 (第86回) 配付資料 (平25.11.28) に筆者加筆 (赤網掛け部分等)

6. 論点

(1) 採択地区協議会の在り方

本法律案により採択地区協議会の法的位置付けが明確になった。ただ、設置が義務付けられる採択地区協議会の詳細は政令により定めることとされた。採択地区協議会の構成、 議決の方法等、政令事項の内容については、国会審議を通じて明確にする必要があろう。

また、八重山教科書問題においては、主に竹富町から、「手続きがおかしい」と¹⁸、採択地区協議会の運営手法に対する批判がなされた。政令において、採択地区協議会の民主的な運営と審議の透明性が確保されたものとなるよう留意する必要があろう。

(2) 採択地区の設定単位の柔軟化と八重山教科書問題

本法律案により、採択地区の設定単位が市町村となることで、より柔軟な採択地区の設定が可能となることが期待される。この点について、八重山教科書問題において、沖縄県教育委員会が、八重山採択地区から竹富町を分離することへの見解を文部科学省に対して求めたところ¹⁹、同省は、今回の改正後においても、採択地区については教科書の調査研究が可能か、地理的に近接しているかなどの諸条件を踏まえ決定されることが必要で、八重山採択地区の分割は適当でないとの見解を示した²⁰。下村文部科学大臣も、今回の法改正はあくまで飛び地の解消が目的であり、共同採択の協議が難航した場合に採択地区の分割を可能とすることが目的ではないと述べている²¹。

しかし、本法律案が成立すれば、竹富町が八重山採択地区から分離することに、「法律上の問題はない」との声もある²²。本法律案によって、沖縄県が採択地区を分割して問題を解消することは法的に可能なのか等、確認していく必要があろう。

(3) 私立学校における教科書採択に係る情報公開

第15条関係における教科書採択に係る情報公開については、公立学校、私立学校、国立学校全てが対象となっている。このうち私立学校については、中央教育審議会による「教科書採択の改善について(意見のまとめ)」の中で、「私立学校は建学の精神に基づき多様な人材育成を行う教育機関であるとともに、採択については学校単位で行っており、」「学校の設置主体や学校種の特性等を踏まえ、採択に関する情報の公表の在り方はおのずと異なってくることに配慮する必要がある」ことが指摘された。しかし、私立学校においても積極的な情報公開が求められており、その独自性に配慮する一方で、私立学校が主体的に情報を公開できるような仕組みが求められよう。

^{18 『}朝日新聞』(平 25.10.4)

¹⁹ 沖縄県教育委員会「竹富町教育委員会の義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律の規定に基づく事務の執行に関する地方自治法第245条の5第2項に基づく指示について」(教委第13号、平26.1.15)

²⁰ 「貴教育委員会からの照会事項について(回答)」(25 受文科初第 2962 号、平 26. 1.21)

^{21 「}下村博文文部科学大臣記者会見録(平 26.1.17)」

^{22 『}内外教育』(平 26. 2. 21)

(4) 共同採択制度の今後の在り方

「教科書採択の改善について(意見のまとめ)」では、共同採択制度について「そのものの在り方についても検討すべき」との意見が記載された。議論の中でも、「教科書の調査研究は共同で行い、採択は市町村ごとにできたほうがいい」「協議会による共同採択か市町村単独か選べるようにするべき」等の意見が相次いだと報道されている²³。

共同採択制度を見直すべきという意見は以前にも存在し、例えば、平成8年の行政改革委員会による意見書においては²⁴、「採択地区の小規模化や採択方法の工夫改善を図るべき」とされ、これを受けて平成9年に閣議決定された「規制緩和推進計画の再改訂について」においても、将来的な学校単位の採択実現を検討していく必要があるとの観点に立ち、採択地区の小規模化・採択方法の工夫改善に取り組むことが明記された。

教科書採択については、本法律案により八重山教科書問題のような事態の再発防止を図るよりも、それぞれの現場に根差した採択の在り方を熟慮すべきという意見もあり²⁵、本法律案の審議や今後の議論において、重視されるべきテーマであろう。

7. おわりに

本法律案は、八重山教科書問題のような、採択地区における教科書の一本化ができない 事態の再発防止等を目指したもので、現行制度を前提とした比較的小幅な改正となった。 一方、教科書無償措置法と地教行法の関係、共同採択制度の在り方など、教科書採択制度 に係る論点は引き続き存在する。本法律案による改正内容にとどまらず、これら残された 論点についても、今後につながる充実した議論が期待される。

(ひらい ゆうた)

²³ 『NHKニュース』 (平 25. 11. 28)

²⁴ 行政改革委員会「規制緩和の推進に関する意見(第2次)―創意で造る新たな日本」(平8.12)

^{25 『}毎日新聞』(平 25. 10. 19)